

告示第2号

令和3年度定期監査措置状況について（公表）

令和3年度定期監査について、由利本荘市長より令和4年3月18日付けで、当該監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和4年3月25日

由利本荘市監査委員 鈴木 祐 悦



由利本荘市監査委員 高橋 真理子



由利本荘市監査委員 三浦 秀 雄



令和3年度 定期監査における指摘事項是正内容・改善方針について

課名	指摘事項	是正内容・改善の方針	処理済・未済	処理終了見込時期 (未済の時)
建設管理課	会計年度任用職員における時間外勤務手当の割合間違いのため返納すること。	監査後すぐに処理を行い、返納済である。今後は複数により確認を行うこととした。	処理済	
都市計画課	会計年度任用職員における時間外勤務手当の割合間違いのため追給すること。	再度確認したところ追給ではなく「返納」する必要があったので返納の処理をした。今後は同様のミスがないよう複数人による確認を行う。	処理済	
東由利 教育学習課	会計年度任用職員に関して、昨年度の時間外手当が今年度予算から支出されている。単年度予算で執行すべき。	発覚した時点で対象会計年度の出納閉鎖を迎えていたため、新年度予算での執行となった。今後は、支給前に前月時間外実績と支給明細書を突合し、複数人で確認行う。	処理済	
東由利 教育学習課	会計年度任用職員の任用通知の内容と実際の勤務等に差異がある。手当の支出が根拠のないものとならないよう、任用条件の確認と、各種簿冊の整備、勤務実態の把握を確実にされたい。	本人の勤務状況をふまえた内容で任用条件をあらためた。また、各種簿冊の整備拡充により勤務状況の記録徹底をはかりつつ、施設管理日誌等のその他関係帳票との突合点検を実施することで、勤務実態の正確把握に努めている。	処理済	
東由利 教育学習課	会計年度任用職員の時間外手当の計算の仕方（30分未満と30分以上の取り扱い）に誤りがあるので、精査し追給すること。	各種帳票と照らし合わせながら、計算誤りによる未支給時間外手当を特定するとともに、その未支給分を3月支給分給与で追加給付した。	処理済	